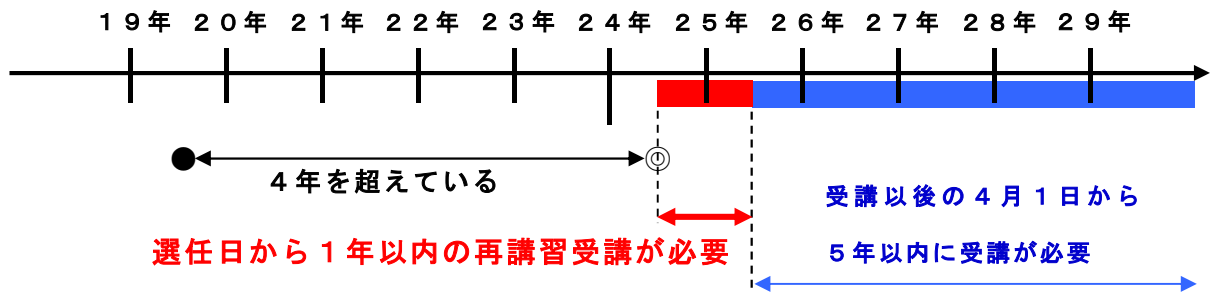


## 【受講期限の基準が変わっています！】

平成23年6月告示改正（平成24年4月1日施行）により、受講期限の基準が変わりました。

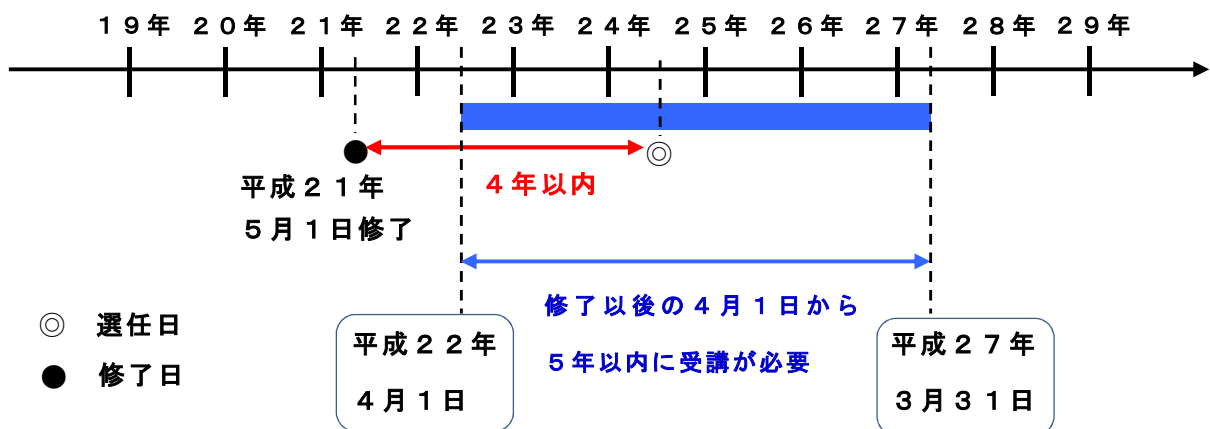
従来の基準では、最後に講習の課程を修了した日から5年以内に再講習を受講しなければなりませんでした。新しい基準（平成24年4月1日施行）では、最後に講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習を受講しなければならないと変わりました。

- 1 防火管理者として選任された日から4年以上前に、講習の課程を修了した方は、選任された日から1年以内に受講しなければなりません。



- ◎ 選任日
- 修了日

- 2 防火管理者として選任された日から4年以内に、講習の課程を修了した方は、講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に受講しなければなりません。



- ◎ 選任日
- 修了日